

子どもたちの 笑顔づくりをめざして



一般社団法人岩手県PTA連合会
会長 田口 昭隆

会員の皆様におかれましては、日頃より本連合会の事業に対しまして、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

昨年度は、台風19号の影響や新型コロナウイルスのために、一部の事業の変更を余儀なくされたところもありましたが、その他はほぼ予定どおりに実施することができました。これも会員の皆様のおかげのおかげと、この場を借りて改めて感謝申し上げます。

その新型コロナウイルスの影響は、新年度になってからも続いており、本連合会の事業の見直し、変更をいたしました。PTAリーダー研修会や家庭教育セミナーなど、P

TA活動を推進するうえで貴重な研修の機会ですので、極めて残念なことです。

また、全国大会、東北大会についても、5月の時点で中止が決定となりました。

このように、例年どおりの事業展開が困難な状況ですが、私たちは限られた条件の中で最善を尽くすほかありません。

いつの時代であっても、子どもたちの健やかな育ちと豊かな学びを支えるために、そして、「すべての子どもたちの笑顔づくりのために」を活動の原点に、これからも皆様とともに歩んでまいりたいと思います。

書面による決議としました —令和2年度定時社員総会—

6月7日
開催予定の今年度の定時社員総会は、新型コロナウイルスの感染が終息したとは言えないため、正会員の方に書面表決書を提出していただくという方法をとりました。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第58条及び第59条)

議案は次の4件で、すべて原案通り承認されました。

1号議案
令和元年度事業報告の承認を
求める件

宮古地区家庭教育セミナー、沖縄での国内研修、閉校する学校のPTAへの感謝状贈呈など、予定どおりできなかった事業もありましたが、ほぼ実施することができ

ました。

2号議案
令和元年度収支決算の承認を
求める件

3ページを参照願います。

3号議案
共済規程事業方法書及び共済規程共済約款の一部改正に関する件

「柔道整復師による施術」

「柔道整復師による施術」について、共済事業運営細則による運用ではなく、共済規程に規定するように改正しました。

同時に、被共済者の範囲を「保護者がPTA会員であること」と明記しました。

この後、県教委に改正を申請し、承認を得て、令和3年4月1日から施行されることとなります。

4号議案
令和2年度役員選出
に関する件

今年度は役員改選の年にあたっていま

す。6月7日に開催された新年度の役員による第2回理事会において、すべての役員が新たに選定されました。新理事・監事と併せて4ページに掲載しております。

なお、3月の臨時社員総会で承認されていた事業について、第1回理事会(5月8日)で協議した結果、見直しをしました。詳しくは3ページをご覧ください。



第2回理事会で役員の選定をしました